

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症 相談からPCR検査まで

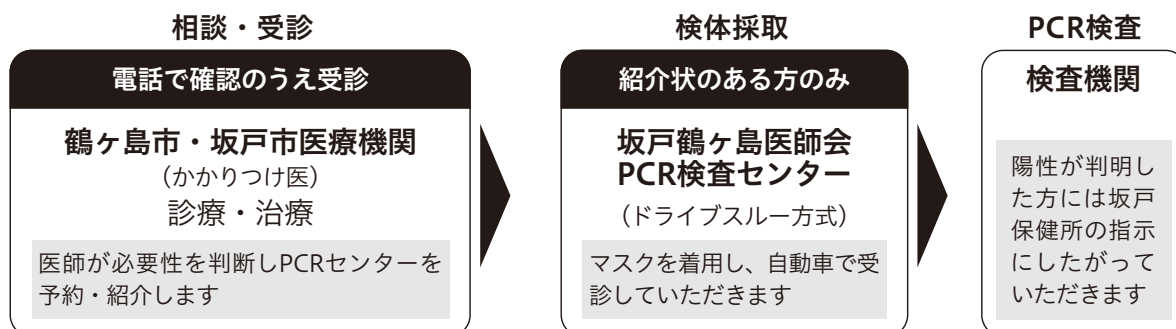
相談・受診の目安 以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方(※)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDほか)などの基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方

③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合



海外渡航歴および濃厚接触がある方の相談窓口

■帰国者・接触者相談センター(坂戸保健所) ☎283・7815 FAX 284・2268

総合的な相談窓口(24時間対応)

■埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570・783・770 FAX 048・830・4808

■外国人向け相談ホットライン(埼玉県国際交流協会) ☎048・711・3025

新生児に10万円を給付します

問合せ 新型コロナウイルス対策支援室

新型コロナウイルス感染症の影響に対する生活支援として、「特別定額給付金」の対象外となった新生児の子育てを行う家庭に対し、新生児1人につき10万円を給付します。新たに生まれた子どもたちを市民のひとりとして歓迎するとともに、子育て家庭を応援していくものです。

対象者

令和2年4月28日から12月31日までに出生し、申請日時点において、鶴ヶ島市に住民登録がある新生児

申請者(受給者)

新生児の保護者で申請日時点において、鶴ヶ島市に住民登録がある方

給付額

新生児1人につき10万円

申請方法

新生児の出生後、こども支援課窓口で手続きを行う際に、給付金の申請をお願いします。

申請期限

令和3年1月29日(金)まで

